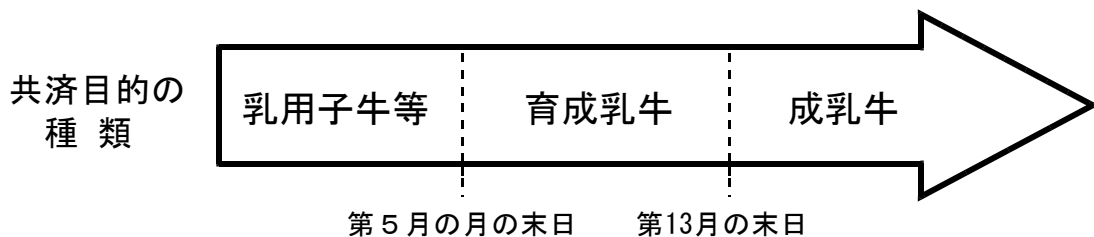


家畜共済の共済掛金標準率に関する参考資料

- ・家畜共済の共済掛金率は、「共済目的の種類」ごとに設定。
- ・「共済目的の種類」とは、「共済目的（牛、馬、種豚及び肉豚）」を、共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分したもの。
- ・組合員等に適用される掛金率は、「共済目的の種類」ごとの共済掛金率を、現に飼養しているそれぞれの価額の合計額を重みとして加重平均することにより算定。

（例）牛（乳牛の雌等）に係る共済目的の種類

- 乳牛の雌等の中でも、月齢によって飼養管理方法が異なり危険の程度に違いがあることから、更に3つに区分。



乳用子牛等：乳牛の子牛で出生後第5月の月の末日までのもの及び乳牛の胎児（胎児から育成段階前半までの牛を想定）。

育成乳牛：乳牛の雌牛で出生後第5月の月の末日から第13月の末日までのもの（育成段階後半から種付けが始まる前のまでの牛を想定）。

成乳牛：乳牛の雌等で出生後第13月の月の末日を経過したもの（種付け開始以降の牛を想定）。

- 乳牛の雌等では、一般に成乳牛の被害率が高く、育成乳牛の被害率が低くなる傾向。

乳牛の雌等に係る金額被害率
（全国計、平成25～27年度平均）

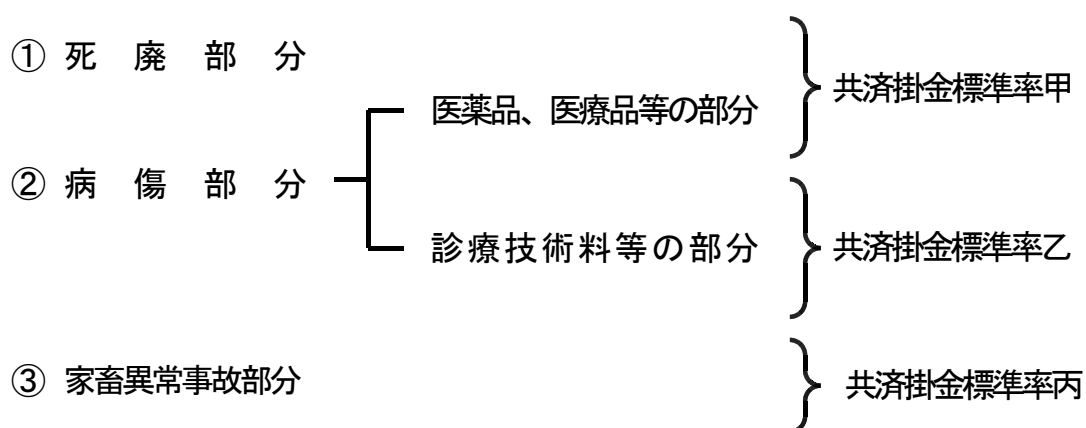
共済目的の種類	死 廃	病 傷
成乳牛	6.6%	6.6%
育成乳牛	1.3%	1.5%
乳用子牛等	6.1%	4.0%

- 組合員等に適用する掛金率は、これら3つの共済目的の種類ごとの共済掛金率を、当該組合員等が飼養する共済目的の種類それぞれの家畜の価額の合計額を重みとして加重平均し算定（これにより、組合員が飼養する家畜全体が有する共済事故の発生リスクを適切に反映した掛金率となる）。

家畜共済の共済掛金標準率

- ・ 共済掛金率は、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を下らない範囲内で組合等が設定。
- ・ 共済掛金標準率は、①死廃部分、②病傷部分、③家畜異常事故部分の合計。

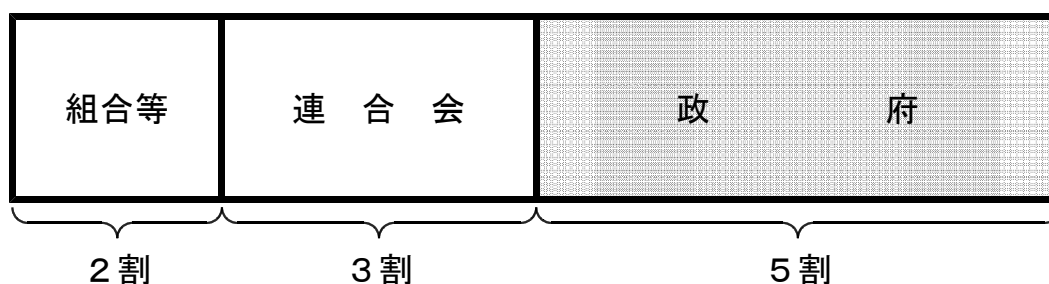
[共済掛金標準率の構成]



(注)「家畜異常事故」とは、家畜の法定伝染病（牛肺疫に限る。）や、激甚災害法等の天災による死亡及び廃用事故のことであり、一度発生すると大きな被害をもたらす事故のこと。

(参考) 組合等、連合会及び政府の責任分担

被害の発生態様について年次間変動が小さい家畜共済では、損害が起きた場合の支払責任は下図の歩合再保険方式により分担。



(注) 家畜異常事故の場合は、全額政府が責任を負担。

[イメージ図]

